

遺伝子組換え農作物の安全を確保する仕組み (参考1)

遺伝子組換え作物に関しては、

生物多様性への影響は「カルタヘナ法」

食品としての安全性は「食品安全基本法」
及び「食品衛生法」

飼料としての安全性は「飼料安全法」
及び「食品安全基本法」

に基づいて、それぞれ科学的な評価を行い、全
てについて問題のないもののみが栽培、流通さ
れる仕組みとなっている。

隔離ほ場における使用や観賞用の花きなど食品、
飼料として利用しない場合は、のみ

生物多様性への影響

カルタヘナ法

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物
の多様性の確保に関する法律

農林水産省 / 環境省

隔離ほ場試験の承認申請

生物多様性影響評価検討会
農作物分科会

↓
同総合検討会

↓
パブリックコメント

↓
隔離ほ場試験の承認

食品としての安全性

食品安全委員会

食品としての安全性に
ついてのリスク評価

↓
厚生労働省

リスク管理

↓
食品としての安全性確認

飼料としての安全性

農業資材審議会 (農林水産省)

家畜に対する安全
性についてのリス
ク評価

食品安全委員会

畜産物のヒトの健
康への影響につい
てのリスク評価

↓
農林水産省

リスク管理

↓
飼料としての安全性確認

↓
一般的な使用のための承認申請

(食用・飼料用としての輸入、流
通、使用、栽培等)

生物多様性影響評価検討会
農作物分科会

↓
同総合検討会

↓
パブリックコメント

↓
食品や飼料の安全性確認との整合性
を考慮(カルタヘナ法に基づく基本
的事項で規定)

↓
一般的な使用のための承認

問題のないもののみが輸入、流通、使用、栽培等